

テストの開発、実施、利用、管理にかかわる規準

基本条項 Ver.1.1

0章 序

0.1 テスト規準の目的

テストに関係する者は、テストの結果がもたらす社会的影響の大きさを認識し、テストの開発、実施、利用、管理にいたるすべての過程で適切な方策を考える必要がある。本規準はテスト関係者がそうした社会的責任を果たすための指針を示すものである。

0.2 テストの定義

本規準で対象とするテストとは、能力、学力、性格、行動などの個人や集団の特性を測定するための用具であり、実施方法、採点手続、結果の利用法などが明確に定められているべきものである。したがって、本規準は心理学的なテスト、学力・知識試験はもとより、行動評定、態度評定などの評定手法、調査のほか、構造化された面接、組織的観察記録にも適用され得るものである。

0.3 テスト規準の対象領域

本規準は、すべての領域のテストを対象とする。すなわち、教育機関における選考、評価、指導、企業などの組織における選考、人事評価、能力開発・指導および資格認定、臨床診断、カウンセリング、各種ガイダンス、公共的施策決定など、多様な領域のテストのすべてを対象とする。

0.4 テスト規準の対象者

本規準は、テストにかかわる研究者、開発者（設計・開発する者）、頒布者（提供・頒布する者）、実施者（実施・採点する者）、利用者（結果を利用する者）、管理者（結果の情報管理に携わる者）、そして受検者などすべての関係者を対象とする。

0.5 テスト用語の表記

テストの使用場面や状況はさまざまで、適用分野や発展経緯の違いによって、同じ意味をもつ概念に異なった用語が用いられているものがある。本規準では、できるだけ共通性をもち、偏りの少ない、平易なひとつの用語によってその概念を表記するものとする。

1章 開発と頒布

1.1 テストの基本設計

開発者は利用目的や場面にあわせて、測定内容、測定形式、実施方法・手続、結果の利用方法、適用を想定する対象者の範囲などを明確に定め、基本設計を行う。

1.2 測定内容の定義と構造化

開発者は、測定しようとする能力、学力、性格、行動などの特性を明確に定義し、それが表現できるような適切な尺度を構成する。なお、測定しようとする特性が複数の下位の特性で構成される場合は、その構造を明らかにし、それらも測定できるように複数の下位尺度を設計する。

1.3 質問項目の設計

質問項目の作成には、測定内容に関する十分な知識はもちろんのこと、その内容を測定するにふさわしい質問形式や表現についての十分な知識と経験が必要である。開発者は、質問項目作成のための手引を用意する。また、質問項目は回答者が質問の意図や回答方法を正しく理解できるように明快で統一のとれた表現を用いる。

1.4 回答方法の設計

質問項目への回答方法の設計は、読み誤りや見落としなどによって無用な戸惑いや回答の過誤が生じないように、回答者の立場に立ってわかりやすく表現し、質問項目の順序や配置にも留意する。必要ならば、例題による解説や練習問題を用意する。

1.5 採点手続の設計

テストの開発においては、その採点手続を詳細かつ具体的に示すべきである。客観式テストにおいては、採点手続の理論的根拠を明らかにする。主観的評定においては、評定基準および評定手順を明確に設定する。

1.6 尺度化の方法

採点結果から尺度得点を求める場合は、さまざまな尺度化の方法の中から、最も適切な方法を吟味して選択する。その選択根拠は、求めに応じて説明できるように記録しておくべきである。

1.7 尺度の標準化

汎用されるテストは、規準とする集団を明確に定め、その集団における相対的位置づけによって尺度化することが望ましい（この手続を「標準化」という）。標準化においては、用いた標本と標準化手続について記録し、公開する。また、標準化の結果は定期的にその有効性を確認し、改訂の必要性の有無を検討する。

1.8 複数の尺度得点の比較

複数のテストによって同一受検者の特性比較を行う場合には、素点のままでの比較は正確な判断を損なうおそれがあるので、素点を比較可能な尺度得点に変換すべきである。

1.9 複数のテストの共通尺度化

同一の特性を測定する2種以上のテストの採点結果を比較する場合や、実施時期が異なるテス

トの採点結果を比較する場合には、それらの結果が相互に比較できるように尺度得点に変換されている必要がある。

1.10 尺度得点の確からしさの推定と公開

開発者は、構成された尺度得点がどの程度安定しているかを、しかるべき統計指標を算出して検討し（この過程を「信頼性の確認」という）、その結果を公開すべきである。なお、テストが複数の下位テストから構成される場合は、それぞれの下位テストごとに検討し、その結果を公開すべきである。

1.11 尺度得点の適切さの確認

開発者は、構成された尺度が測定内容として定義された特性をどの程度適切に測定しているかを多面的に検討し（この過程を「妥当性の確認」という）、その結果を公開すべきである。

1.12 テストの改訂

開発者は、尺度得点の解釈に影響を与える種々の社会的条件の変化を考慮し、必要に応じて質問項目の改訂や尺度の再標準化を行う。

1.13 質問項目の内容開示の是非

質問項目の内容を開示することの是非は、開示によって測定の質を維持することが難しくなるなどの影響を考慮し、また、類似問題の代替可能性、非開示期間を設定する方式なども検討した上で慎重に判断すべきである。

1.14 テストの他言語への翻訳

開発されたテストを他言語に翻訳して用いる場合は、文化的差異に影響されず意味内容が同一になるように努力する。また、翻訳の後、適用しようとする規準集団の標本から得られた資料に基づいて、あらためて標準化を行う必要がある。

1.15 手引、解説書の内容

開発者および頒布者は、テストの手引や解説書を作成し、関係者がテストを実施して解釈するために必要なことがらを明らかにしておく。たとえば、テストの目的、測定内容、テストの適用が想定されている集団、標準化の時期や方法などの背景、実施方法と手続、結果の利用法、さらに、実施者などに求められる資格、経験やトレーニングなどである。

2章 実施と採点

2.1 テストの選択

テストの適用場面それぞれにおいては、テストの手引や解説書を参照し、テストの適用にかか

わる諸条件を十分に吟味して、使用目的にそった適切なテストを選択する。

2.2 テスト用具の管理

テスト実施責任者は、質問冊子などのテスト用具を、関係者以外が扱ったり触れたりすることがないように厳重に管理する。

2.3 実施前の受検者への説明

テスト実施者は、実施に先立って受検者に実施目的や結果の適用方法をわかりやすく説明し伝えなければならない。また受検者は、これらについて十分な説明を求めることができる。

2.4 手順どおりの実施と不測の事態への対処

テスト実施者は手引に定められたとおりの手順にしたがって実施しなければならない。不測の事態が起きた場合、あるいは受検者に不正行為やテストの円滑な実施に対する妨害行為が認められた場合は、その状況について速やかに実施責任者に報告し、実施責任者は適切に対処しなければならない。

2.5 回答方法の説明

テスト実施者は、テストの実施に際して、基本設計にそった方法で回答できるよう、回答方法について受検者の理解力に合わせてていねいに説明しなければならない。

2.6 障害者などへの配慮

障害がある者などが受検する場合は、その障害などに応じた適切な器材や環境を提供し、標準的な手続を変更して実施するなどの措置をとる。具体的には、テスト時間の延長、障害などを補完する設備・器材の利用、介助者による支援などである。また事後の検討と将来の参考のために、実施の詳細を記録しておく。

2.7 少数受検者への配慮

受検者集団の中に主要受検者集団と異なる一部の少数受検者（たとえば、帰国児童・生徒、外国人）が含まれており、かつ一部の少数受検者について正当な理由なく不利な扱いが予想される場合は、それぞれの集団に適したテストや判定方法を用意すべきである。

2.8 採点手順の順守

テストの採点者は、基本設計にそって採点する。採点の責任者は定められた手順どおりの採点が行われるよう点検管理し、誤りが発見された場合は速やかに実施責任者に報告し、実施責任者は適切な措置を講じる。

2.9 主観的な評定による採点

主観的な評定によって採点する場合は、基本設計にそって採点できるように、評定者のトレー

ニングをする。また、採点後には複数評定者の評定の整合性などを分析し、必要に応じてさらに調整を加える。

2.10 採点方法の変更

不適当な質問項目の発見など、何らかの理由で、事前に説明された採点方法を変更する必要性が生じた場合には、その理由やそれへの対応などについて開示すべきである。

3章 結果の利用

3.1 テストの趣旨や尺度の性質の理解

テスト利用者は、利用に先立ってテスト設計の意図、尺度得点の意味、テスト結果の解釈法などを理解しておかなければならない。

3.2 拡大解釈の防止

テスト利用者は、テスト開発において想定された受検者層の範囲を超えて実施しないように、また、テストの手引で指示されていない過剰な解釈をすることがないように留意する。

3.3 判定基準の個別検証の必要性

テスト結果を合否などの判定に利用する際は、理論的、実証的な研究に基づいて個々の具体的状況を考慮し判定基準を設計する。他の状況で検証された基準や一般的な基準を適用する場合は、その適否を専門家の支援を得ながら検討する。

3.4 受検者への結果報告

学校教育、企業内教育、臨床診断、カウンセリング、職業ガイダンスなどにおいて、受検者にテスト結果を伝える場合には、テスト結果が受検者に適切に解釈されるよう努める。利用者は、そのために必要な知識や技能を事前に修得しておく必要がある。

3.5 統計情報の公開

テストの品質を検証し、また改善の方向を見出すために、テスト結果の統計情報が公開され、活用されるべきである。

3.6 研究目的でのテスト結果の利用

テスト結果を研究、再標準化、適用法の設計などの目的で利用する場合は、個人が特定できないような形で統計的に分析する。

4章 記録と保管

4.1 テスト結果の保管手続

テストの管理者は、テスト結果の保管に際して、保管するデータ、その保管期間、保管方法、利用目的、利用方法、期間経過後の得点利用などに関する規定を作成しておき、関係者に順守させる。なお、このテスト結果の保管においては、個人情報漏洩しないよう万全を期さねばならない。

4.2 テスト実施後の調査と検討

テストの開発者、実施者、利用者は、テストが意図された特性を測定していたか、実施目的、対象者、適用場面に適切であったか、テストの利用がどのような影響を及ぼしたかなど、過去の資料と照合しつつその結果について調査分析し、得られた知見も開示するよう努める。

4.3 公的な性格が強いテスト結果の共同分析利用

特定個人の処遇を問題にしない公的な性格が強い大規模テストの結果情報は、公共的情報資産として提供されるべきである。

4.4 テスト結果の再利用のための保管情報

テストの開発者、頒布者、利用者は、協力して効果的な利用事例や利用後の実証的なデータの解析結果を蓄積し、テストや尺度の意味内容に関する知識を共有するよう努める。また、これらのデータが正しく解釈されるよう、実証の過程を詳細に記録しておく必要がある。

5章 コンピュータを利用したテスト

5.1 コンピュータテストの基本的な性質

コンピュータを利用したテストにおいても、得られる尺度の基本的な特徴は通常のテストと変わるものではなく、その開発や結果の利用においては通常のテストの場合と同様の努力や配慮が必要である。

5.2 コンピュータや実施環境の仕様

開発者は、使用するコンピュータや実施環境について必要な仕様を明示し、その条件を満たす質問項目を作成する。実施者は、開発者から示された仕様を満たすコンピュータや実施環境を用意した上で実施する。

5.3 テスト画面や操作方法のわかりやすさ

開発者は、テスト画面や操作方法を受検者にわかりやすいものとし、例題や練習問題を用意するなど、テスト画面や操作方法に慣れる機会を設けるようにする。また、受検者の誤操作があっ

てもテストの実施に支障が生じないような設計にしておくべきである。

5.4 機密保持や実施管理への対策

コンピュータテストでは、質問項目やテスト結果の機密を保持するためのシステムや通信上の対策を講じる。また、インターネットを利用するテストの場合には、機密保持のほかに、不正行為の防止や本人確認の方法について、とくに配慮が必要とされる。

5.5 不測の事態への対応

開発者は、コンピュータテストシステムをできる限りシステム障害に強いものにするとともに、障害が発生しても速やかに復旧、再開できるような対策を講じておくべきである。

5.6 コンピュータテストと通常のテストの併用

同じ特性を測定するために、コンピュータテストと通常のテストが併用される場合には、得点の比較可能性を検証し、換算表などを用意する。検証ができていない場合や換算が難しい場合は別のテストとして位置づけるべきである。

6章 テスト関係者の責任と倫理

6.1 テスト関係者の責務

テストにかかわるすべての人は、開発、頒布、実施、さらに利用による影響など、テストの過程全体のあり方について相互に研鑽し、識見を深め、それを一般に周知するよう努める。

6.2 テストの公平性

受検者は、テストのすべての過程において年齢、性、国籍、障害の有無などによって差別されてはならない。また、質問項目の表現は、特定集団の成員に不快感を生じさせないように配慮されなければならない。

6.3 受検者の疑義への誠実な対応

受検者からテスト実施方法、テスト結果や利用方法に関する疑義が提示された場合には、開発者、実施者および利用者はそれに対して誠実に説明するよう努める。

6.4 著作権の尊重

テストの関係者は、質問項目、手引や解説書、結果表示様式などの著作権を尊重し、適切に管理する。利用者は、これらを頒布者との契約に基づいて入手して利用しなければならない。許可なく著作物の複製やインターネットでの送信などを行ってはならない。

6.5 受検者の義務

公正な実施と正確な測定を期するため、受検者は実施者の指示にしたがって受検し、不正行為や妨害行為をしてはならない。また、テスト問題の守秘義務に同意して受検した場合には、質問項目を許可なく公開したり、配布したりしてはならない。